

請 願 文 書 表

受 理 番 号	請 願 第 2 1 号
件 名	家族従業者の人権保障のため所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出について
紹 介 議 員	渡辺有子, 五十嵐完二, 明戸和枝
要 旨	<p>私たち中小業者は、地域経済の担い手として日本経済の発展に貢献してきました。しかし、不況が長期化する中で、中小業者は廃業、倒産などかつてない危機に直面しています。</p> <p>そんな中で、業者婦人の自営中小業者の家族従業者として、女性事業主として営業に携わりながら、家事、育児、介護と休む間もなく働いています。</p> <p>しかし、どんなに働いても、家族従業者の「働き分」（自家労賃）は、税法上、所得税法第56条「配偶者とその他の親族が事業に従事したとき、その対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文要旨）により、必要経費として認められません。事業主の所得から控除される「働き分」は、配偶者の場合は86万円、その他の家族は50万円です。</p> <p>配偶者もさることながら、息子や娘たち家族従業者は、わずか50万円の控除の所得とみなされるため、社会的にも経済的にも全く自立できません。家業を手伝いたくても手伝う気持ちにもなれないことが、後継者不足にも拍車をかけています。</p> <p>所得税法第56条は、日本国憲法の法の下での平等（憲法第14条）、両性の平等（憲法第24条）、財産権（憲法第29条）などを侵しています。</p> <p>税法上では青色申告にすれば、給料を経費にすることができますが、同じ労働に対し青色と白色で差をつける制度が矛盾しており、基本的人権を侵害しています。</p> <p>貴議会において、所得税法第56条の廃止を求める意見書を採択され、政府、関係機関に提出くださるようお願いいたします。</p>
付 託 年月日 委員会	平成25年9月12日 総務常任委員会
受 理	平成25年9月9日 第263号